

サービス管理責任者研修受講の手引き

—サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を目指す方へ—

令和元年5月20日

宮崎県障がい福祉課

0 はじめに

この手引きは、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）を目指す人がサービス管理責任者等の役割やサービス管理責任者等研修の受講について、正しく理解できるよう作成したものです。

サービス管理責任者等研修を受講される前に、必ず内容をご一読ください。

1 サービス管理責任者等とは何か

サービス管理責任者等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法（障害児通所支援）による指定を受けた通所系の障害福祉サービス事業所や入所施設に配置が義務付けられています（事業所の種類や利用者の人数等に応じて、配置すべきサービス管理責任者等の数は異なります。）。

サービス管理責任者等としてこれらの事業所・施設に配置されるには、①一定の実務経験（実務経験等の区分に応じて3～8年以上）と、②研修の修了（相談支援従事者研修（講義部分2日間）とサービス管理責任者等研修基礎研修及び実践研修の修了）の2つの要件を満たす必要があります（詳細は「2 サービス管理責任者等の資格要件について」（P7～P12）を参照ください。）。

サービス管理責任者等は、下表に掲げる業務を行うこととされ、利用者に対する障害福祉サービスの提供において中心的な役割を果たすこととなります。

個別支援計画の作成とモニタリング	利用者に対する個別の聴き取りを行いその内容を下に「個別支援計画」を作成するとともに、利用者の支援に当たる従業者を集めて個別支援会議を開催します。また、一定期間ごとにモニタリングを行います。
利用者の状況把握	利用者からの利用申し込みの際に、他のサービス事業所・施設に問い合わせること等を行い、その利用者の心身の状況や、他のサービス利用状況等を把握します。
利用者の状況に応じた支援の提供	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。
他の従業者に対する技術指導及び助言	他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。

2 サービス管理責任者等の資格要件について

サービス管理責任者等としてサービス事業所・施設に配置されるには、①一定の実務経験（実務経験等の区分に応じて3～8年以上）と、②研修（相談支援従事者研修（講義部分2日間）とサービス管理責任者等研修基礎研修及び実践研修）の修了の2つの要件を満

たす必要があります。

(1) サービス管理責任者等となるために必要な一定の実務経験について

サービス管理責任者等となる実務経験については、国が告示で定めている区分ごとに3～8年以上の実務経験が必要となります（詳細は、「3 実務経験の基本的な考え方について」をご確認ください。）。

(2) 研修について

サービス管理責任者等となるために受講しなければならない研修には3種類があります。「相談支援従事者研修（講義部分）」と「サービス管理責任者等研修基礎研修」、「サービス管理責任者等実践研修」です。

研修の種類	研修の位置づけ
① 相談支援従事者初任者研修（講義部分）	相談支援従事者初任者研修は、相談支援専門員になろうとする方（※）が最初に修了する研修で、講義と演習を併せて31.5時間（5日間）あります。 このうち、サービス管理責任者等研修基礎研修を受講予定の方は、講義部分11.5時間（2日間）を受講いただく必要があります。
② サービス管理責任者等研修基礎研修	サービス管理責任者等研修基礎研修は、①の内容を踏まえて、サービス管理責任者等になろうとする方が修了する研修で、講義と演習を併せて15時間（3日間）※あります。 ※講義（7.5時間/1.5日間）、演習（7.5時間/1.5日間）
③ サービス管理責任者等研修実践研修	サービス管理責任者等研修実践研修は、②の研修修了後、基礎研修修了者が事業所等で個別支援計画を作成する等のOJT（実務経験）を2年以上積んだ方が受講できる研修で、講義と研修を併せて14.5時間（3日間程度）※あります。実践研修修了者はサービス管理責任者等として配置が可能になります。 ※講義（1時間）、講義・演習（13.5時間）

なお、サービス管理責任者等になるための上記研修を全て修了後、定期的に更新研修を受講する必要があります。詳細については「6 更新研修について」（P13）を参照してください。

3 実務経験の基本的な考え方について

サービス管理責任者等となるための実務経験については、国が告示で定めています（別添「サービス管理責任者の要件」「児童発達支援管理責任者の要件」（P7～P12）を参照してください。）。実務経験については、サービス事業所の指定や変更届を提出する際に提出される「実務経験証明書」の記載内容に基づいて判断を行いますので、原則として、事前の照会でお答えはできません。

なお、実務経験の有無を確認する際のポイントは以下のとおりです。

(1) 実務経験は告示で定められた一定の事業所・施設による必要があります。

実務経験については、告示で定められた一定の事業所・施設での経験に限られます。それ以外の事業所・施設での経験は原則として認められません。

(2) 実務経験は「相談支援の業務」又は「直接支援の業務（介護等の業務）」であることが必要です。

実務経験として認められるのは、以下の2つのいずれかに限られます。（例えば、「障害者支援施設において、主に請求等の事務等に従事していた」場合には、「相談支援の業務」や「直接支援の業務（介護等の業務）」に該当しないため、実務経験として認められません。）

区分	具体的な定義
相談支援の業務	身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
直接支援の業務 (介護等の業務)	身体上若しくは精神上的の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

(3) 「相談支援の業務」又は「直接支援の業務（介護等の業務）」の各区分において定められた実務経験年数を満たしている必要があります。

「相談支援の業務」では原則5年以上、「直接支援の業務（介護等の業務）」では原則8年以上の実務経験年数が必要です。なお、一定の資格を有する場合には、実務経験年数が短縮される場合があります。

なお、「1年間＝180日間」として計算してください。

(4) 上記(1)から(3)までの事項について、過去に所属していた事業所・施設が発行する「実務経験証明書」や「資格証明書」に記載された内容で確認できる必要があります。

4 基礎研修修了者が行う OJT について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修基礎研修修了者は、基礎研修修了後5年間のうち2年以上のOJTを行う必要があります。基礎研修の内容を踏まえたOJTを行うことが求められるため、単なる相談支援の業務や直接支援の業務よりも個別支援計画の原案作成等、サービス管理責任者等としての業務を行うことが望ましいと考えています。

また、OJTをとおして、基礎研修で学んだ個別支援計画作成のプロセスを実践して十分に定着させるとともに、それぞれのサービスの専門性を培うことが想定されています。実践研修では、自ら適切に個別支援計画を作成することが達成目標とされているので、OJTで十分な経験を積んでおくことが必要です。

5 サービス管理責任者研修についてよくある問い合わせ

(問) 実務経験を満たしていないのですが、サービス管理責任者等研修基礎研修・実践研修を受講することはできますか。

(答) 基礎研修は、国の要綱や県の要領に定める実務要件を満たす2年前から受講可能となります。

たとえば、「直接支援の業務」では「5年」以上の実務経験が必要ですが、基礎研修は実務要件を満たす2年前の「3年」以上の実務経験があれば受講が可能です。「相談支援の業務」の場合も同様に、要綱・要領に定める実務要件は「8年」以上ですが、基礎研修は「6年」以上の実務経験があれば受講することができます。

ただし、実践研修は「基礎研修修了」かつ「基礎研修修了後5年間で2年以上のOJT」を行った方が受講対象者となります。実践研修受講時点で要綱・要領に定める実務経験を満たしている必要がありますので十分ご注意ください。

(問) 研修は、講義を聴講するだけでよいのでしょうか。

(答) 研修については、国の通知により講義形式により提供されるものと、演習（グループワーク等）形式で提供されるものに分かれています。また、講義・演習の内容により事前・事後に課題等の提出を求める場合があります。

なお、講義中に居眠りをされている場合、無断で長時間離席した場合、演習に積極的に参加いただけない場合、課題等を指定された期日・方法で提出いただけない場合には修了証を交付できない場合がありますので十分ご注意ください。

(問) 平成31（2019）年度からサービス管理責任者等も更新研修を受けなければならないと聞きましたが、詳細について教えてください。

(答) 平成31（2019）年度より、サービス管理責任者等にも更新研修の受講が必須になりました。相談支援専門員の現任研修と同様で、修了年度から5年間毎に更新が必要になります。

平成30（2019）年度までにサービス管理責任者等研修を修了された方は、すべて

平成 30（2018）年度に修了したとみなし、平成 30（2018）年度から起算して 5 年ごとに更新研修を受講しなければなりません。

たとえば、令和 2（2020）年度にサービス管理責任者等研修を修了した場合、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の間更新研修を受講することになります。1 回目の更新研修修了後、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度の間更新研修を受講し、その後も同様に 5 年に 1 度は更新研修を受講する必要があります。

サービス管理責任者等の更新研修については「6 更新研修について」（P13）を参照してください。

(問) 数年前の相談支援従事者研修(講義部分)を受講し受講証明書を持っているのですが、受講し直さなければならないのでしょうか。

(答) サービス事業所の指定や変更届を受理する際の資格要件の審査等においては、過去の研修(「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」、「初任者研修」、「相談支援専門員研修」及び「サービス管理責任者事前研修」)を受講した証明書があれば特段の問題はありませんが、障害福祉の分野では、制度改正が頻繁に行われておりますので、過去に研修を受講された方で障害福祉に係る近年の制度改正等について十分ご存じでない方は、研修の再受講をお勧めします。

(問) 旧研修体系のある分野のサービス管理責任者研修を修了しているのですが、他の分野のサービス管理責任者等として、配置可能でしょうか。

(答) 平成 30（2018）年度までのサービス管理責任者等研修を修了された方は、サービス管理責任者等の配置が必要な障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等として配置可能です。

平成 31（2019）年の告示改正により、旧研修体系(分野別研修)が統一されました。これに伴って、平成 30（2018）年度までのサービス管理責任者等研修修了者は、修了した分野に関わらずサービス管理責任者等として配置が可能になりました。

ただし、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者として配置されるためには児童発達支援管理責任者の実務要件を満たしている必要がありますので十分ご注意ください。

なお、障害福祉サービスは、原則として身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がい児など多様な状態像・年齢の利用者にサービスを提供すると共に、提供するサービスの内容についても介護から就労支援まで事業所によって大きく異なっています。

サービス管理責任者等は、指定基準上、個別支援計画の作成を行うだけでなく、他の従業者に対する技術指導や助言を行うこと等が役割として定められておりますので、従事した経験のない分野のサービス管理責任者等として配置される場合には、その点を十分にご理解いただいた上で、準備等を行っていただくことが適切であると考えます。

また、実際にサービス管理責任者等として配置された後も、関係団体等が提供する各種研修の受講や、先進的な事業所等の取組み等を学ぶことを通してスキルアップを図っていただくことが重要となります。

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※１を有する者 （４）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※１による業務に３年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上

※１国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者等の要件となる実務経験とは、下記の①から③のどれか1つの条件を満たすものである。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格のある者による直接支援の業務」に従事した期間
	「1号+2号の期間」≥ 5年
②	「社会福祉主事任用資格のない者による直接支援の業務」に従事した期間
	「3号の期間」≥ 8年
③	国家資格等のある者が、「相談支援の業務」及び「直接支援の業務」に従事した期間
	「1号+2号+3号の期間」≥ 3年 かつ
	「4号の期間」≥ 3年

1号	次のアからキに掲げる者が、 相談支援の業務 （※注1）その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
イ	児童相談所、身体障害者相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従業者
ウ	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
オ	特別支援学校その他これらに準ずる期間の従業者又はこれに準ずる者
カ	保険医療機関の従事者又はこれに準ずる者
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導者任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下、「社会福祉主事任用資格者等」という）が、 直接支援の業務 （※
----	---

	注2) に従事した期間
ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

3号	第2号アからオに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※注2）に従事した期間
----	---

4号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	--

※注) ここで、**1年以上の実務経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1) **相談支援の業務**：身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2) **直接支援の業務**：身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務をその他の職業訓練や職業教育等の業務

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>	
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
	学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	<p>8年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
		上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	③有資格者等	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験は下記①から③のどれか1つの条件を満たす者である。

①	「相談支援の業務」及び「社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務」に従事した場合
	「1号+2号の期間」≥ 5年 かつ 「1号+2号の期間」—「3号の期間」≥ 3年
②	「社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務」に従事した場合
	「4号の期間」≥ 8年 かつ 「4号の期間」—「5号の期間」≥ 3年
③	国家資格等がある者が、「相談支援の業務」及び「直接の業務」に従事した場合
	「1号+2号+4号の期間」—「3号+5号の期間」≥ 3年 かつ 「6号の期間」≥ 5年

1号	次のアからキに掲げる者が、 相談支援の業務 （※注1）その他これに準ずる業務に従事した期間
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者
イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更正相談所、福祉事務所、発達障害支援センター、その他これらに準ずる施設
ウ	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター、その他これに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
オ	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
カ	保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者
キ	その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

2号	次のアからカに掲げる者であって社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という）が、 直接支援の業務 （※注2）に従事した期間
ア	障がい支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設従業者
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児

	童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者
ウ	保険医療機関又は保険薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ	特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ	学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
カ	その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

3号	老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保険施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事務所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 （※注2）に従事した期間
----	--

4号	2号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※注2）に従事した期間
----	--

5号	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事務所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 （※注2）に従事した期間
----	--

6号	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
----	--

※注) ここで、**1年以上の実務経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※注1) **相談支援の業務**：身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障があるもの又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※注2) **直接支援の業務**：身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務

6 更新研修について

サービス管理責任者等としての要件は、①相談支援従事者研修（講義部分）、サービス管理責任者等研修基礎研修及び実践研修を修了することと、②サービス管理責任者等研修実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年ごとの各年度の末日までに現任研修を修了することが必要です。

例えば、令和3年（2021）年度にサービス管理責任者等研修実践研修を修了した方は、修了日の属する年度の翌年度である令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までに第1回目の更新研修を修了しなければサービス管理責任者等としての要件を満たさなくなります。また、第2回目以降は下表のとおりです。

更新回数	受講期間
第1回目	令和4（2022）年度から令和8（2026）年度
第2回目	令和9（2027）年度から令和13（2031）年度
第3回目	令和14（2032）年度から令和（2036）年度
⋮	⋮

なお、定められた期間内に研修を受講できなかった場合には、サービス管理責任者等研修実践研修を再度受講する必要がありますので、十分ご注意ください。

国の告示において、更新研修は講義と演習を併せて13時間（2日間）と定めがありますが、研修体系の見直しによる経過措置として令和5（2023）年度の更新研修までは講義と演習を併せて6時間（1日間）とされています。令和6（2024）年度以降の更新研修は告示どおり13時間（2日間）の研修となりますので十分ご注意ください。

7 過去に宮崎県が実施した相談支援従事者研修の修了証書・受講証明書について

宮崎県では、平成30（2018）年度以前に以下の名称で相談支援従事者研修を実施しています。修了証書の取り扱い等が現在と異なりますので十分ご注意ください。

（修了証書の発行状況）

過去の名称	説明
初任者研修 相談支援専門員研修	① 現在の相談支援従事者初任者研修（5日間）に相当する研修です。 ④ 修了者には、「修了証書」を発行しています。

サービス管理責任者事前研修	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在の相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）に相当する研修です。 ② 受講者には、「受講証明書」を発行しています。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（旧体系の分野別研修）	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修基礎研修及び実践研修に相当する研修です。 ② 修了者には、分野別（「介護」、「就労」、「地域生活（知的・精神）」、「身体」、「児童」）の「修了証」を発行しています。

※ 過去に実施した研修では、研修の受講資格として実務経験年数を満たしていなくても受講を可としていた時期があります。研修を受講したことをもって、実際に相談支援専門員やサービス管理責任者等としての実務経験を満たしていることを確認したことにはなりませんので、ご注意ください。